

《令和8年度(2026年度)の保険料》

※年額保険料＝基準額(第5段階)×保険料率

要 件			保険料率	年額保険料 (月額保険料)	保険料段階
生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人			× 0.285 (注1)	21,700円 (1,809円)	第1段階
本人が 市民税非課税	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額 ＋公的年金以外の所得金額の合計額 (注2,3)が82万6,500円以下の人	軽減前 × 0.455		
		本人の前年の公的年金等の収入金額 ＋公的年金以外の所得金額の合計額 (注2,3)が82万6,500円より多く120万円 以下の人	× 0.485 (注1) 軽減前 × 0.685	36,900円 (3,075円)	第2段階
		第1段階、第2段階の いずれにも該当しない人	× 0.685 (注1) 軽減前 × 0.69	52,100円 (4,342円)	第3段階
	同じ世帯に 市民税課税者 がいる人	本人の前年の公的年金等の収入金額 ＋公的年金以外の所得金額の合計額 (注2,3)が82万6,500円以下の人	× 0.90	68,500円 (5,709円)	第4段階
第4段階に該当しない人		× 1.00	76,200円 (6,350円)	第5段階 (基準額)	
本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額(注3)が 120万円未満の人		× 1.20	91,400円 (7,617円)	第6段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 120万円以上210万円未満の人		× 1.30	99,000円 (8,250円)	第7段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 210万円以上320万円未満の人		× 1.50	114,300円 (9,525円)	第8段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 320万円以上400万円未満の人		× 1.70	129,500円 (10,792円)	第9段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 400万円以上500万円未満の人		× 1.80	137,100円 (11,425円)	第10段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 500万円以上600万円未満の人		× 2.00	152,400円 (12,700円)	第11段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 600万円以上700万円未満の人		× 2.10	160,000円 (13,334円)	第12段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 700万円以上850万円未満の人		× 2.25	171,400円 (14,284円)	第13段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 850万円以上1,000万円未満の人		× 2.35	179,000円 (14,917円)	第14段階
	本人の前年の合計所得金額(注3)が 1,000万円以上の人		× 2.50	190,500円 (15,875円)	第15段階

(注1) 第1段階から第3段階は、公費により軽減しています。

(注2) 給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除した額となります。

(注3) 土地・建物等の譲渡所得は、特別控除後の額を用います。(0円を下回る場合は、0円として取り扱います。)